			陸上移動局
ウ　ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で（一）四七デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）六一デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）七六デシベル以下の値
イ　八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で（一）四五デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）六一デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）七六デシベル以下の値
ア　八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置（八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。）

第二十四条第五項第二号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同条第六項中「一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHz」を「一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHz」に改め、同項第一号の表基地局の項中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に、「一、八三四・九MHz」を「一、八二九・九MHz」に改め、同表陸上移動局の項中「一、八四四・九MHzを」を「一、八三九・九MHzを」に改め、同項第二号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表基地局の項中「一、七四九・九MHzを」を「一、七四四・九MHzを」に、「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同表陸上移動局の項中「一、八四四・九MHzを」を「一、八三九・九MHzを」に改め、同項第三号の表基地局の項中「一、八三四・九MHz」を「一、八二九・九MHz」に改め、同条第七項第二号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同条第十三項を次のように改める。

13　五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置	一〇〇マイクロワット以下

				陸上移動中継局
七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）四八・八デシベル以下の値		
	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値		
一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値		
	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値		

第二十四条第四項中「九一五MHz以下又は九一五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHz」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の三〇kHz幅で（一）八〇デシベル以下の値
		イ　八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で（一）六〇デシベル以下の値